

東京大学総括プロジェクト機構内規

平成16年7月26日  
総長 裁定  
改正 令和2年1月16日

(目的)

第1条 この内規は、総括プロジェクト機構（以下「機構」という。）の任務、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機構は、第4条に規定する組織を統括することを任務とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、総長が委嘱し、副学長をもって充てる。

3 機構長は、機構の業務を統括する。

(組織構成)

第4条 機構に、別に定めるところにより、総長直轄の寄付研究部門又は研究部門を置く。

2 機構に、病院機能強化特別プロジェクト室を置く。

(事務)

第5条 機構には、事務組織を置くことができる。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、機構の管理運営等に関し必要な事項は、総長室総括委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年7月26日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年1月16日から施行する。